

部活動に係る活動方針

京都府立桃山高等学校

1. 目的

教育活動の一環として学校の適切な指導の下に生徒が自発的に行うもので、共通の興味や関心を追求し、学校生活をより充実させ、豊かにすることを目的とする。

2. 設置部活動

〔文化系〕 吹奏楽、グローバルサイエンス、茶道、演劇、イベントプロデュース、美術、書道、英語、将棋、軽音楽

〔体育系〕 硬式野球、軟式野球、テニス、ソフトテニス、陸上競技、バドミントン、卓球、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、剣道、弓道、柔道、山岳

3. 入退部

入退部は生徒の意志に基づくが、所定の手続きを経て、保護者の了承及び担任・顧問の承認を必要とする。

4. 活動計画

〔年間〕 学校ホームページに各部の年間の活動内容（概要）を掲載することで示す。

〔月間〕 原則前月末日まで（4月、8月、1月は始業式前日まで）に副校長に提出するとともに、生徒・保護者に事前に示す。

〔長期休業中〕 長期休業開始1週間前までに副校長に提出するとともに、生徒・保護者に事前に示す。

※定期考查1週間前から考查最終日の試験終了までの期間は、原則として活動を停止する。ただし、定期考查期間中または考查後2週間以内に公式戦・発表会等がある場合及び学校として活動が必要と認める場合は、特例として活動を認めることがある。

5. 活動時間及び休養日

活動時間や休養日については、種目の特性や活動内容、大会や発表会等の予定を考慮して、適切に設定する。

休養日については月当たり4日程度設定する。

6. 合宿

○引率教員は顧問を含む複数名とする。

○参加生徒については、保護者の同意（参加同意書の提出）と学校医の承認（健康診断の実施）のある部員とする。ただし、参加対象生徒（参加を許可されない者を除く）の2／3以上が参加することを実施の条件とする。

○学校休業中に行うものとし、1部につき年1回とする。ただし、宿泊を伴う練習試合及び発表会等は除く（事前に事務部との協議を要する）。

○学校から実施場所までの往復旅程を含め、4泊5日以内とする。

○実施場所については、近畿圏内を原則とする。ただし、やむを得ない理由があり、部顧問会議の同意と校長の承認が得られた場合はこの限りではない。